

川崎市立南生田小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は川崎市立南生田小学校PTAと称し、事務所を南生田小学校におく。

第2章 目的

第2条 本会は保護者と教職員の協力により児童のしあわせな成長のために努力し、あわせて会員相互の教養をたかめ、親睦をはかることを目的とする。

第3章 活動

第3条 本会は第2条の目的達成のため次の活動を行う。

1. 民主的教育の推進とその具体化を図る。
2. 児童及び会員の厚生福祉を図る。
3. 教育的環境の整備を図る。
4. 学校及び家庭との連絡を緊密にする。
5. その他必要な事項。

第4章 方針

- 第4条
1. 本会は教育を本旨とする民主団体として活動し、営利を目的としない。
 2. 本会は児童福祉のために活動する他の社会団体及び機関と協力するが、その運営については他のいかなる団体の干渉もうけない。
 3. 本会は学校の管理や人事に干渉しない。
 4. 本会は特定の政党や宗教にかたよらない。

第5章 組織

第5条 本会は次の会員で組織する。

1. 児童の保護者。
2. 学校教職員。

入会の意思確認は、入学時及び転入時に行うことを基本とし、入会するものは入会申込書を提出し、加入しないものは非加入届を提出するものとする。なお、加入しているものが退会を希望する場合は、所定の退会届を提出し、受理した時点で成立する。

第6章 機関

第6条 本会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 役員会
3. 実行委員会
4. 各種委員会
5. 必要に応じて臨時委員会を設けることができる。

第7章 総会

第7条 総会は全会員をもって構成する本会の最高機関である。

第8条 総会は年1回会長が開催し、必要あるときは臨時総会を開くことができる。

第9条 総会（臨時総会を含む）は、対面・オンラインによる出席（委任状を含む）、もしくは書面（電磁的記録を含む）によって開催し、総会の議案は過半数をもって議決する。なお、無回答については、議決を委任したものとする。

第8章 役員会

第10条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 本部役員 会長1名（保護者）、副会長4名（保護者）、会計3名（保護者）、書記4名（保護者3、教職員1）
2. 会計監査 4名（保護者3、教職員1）
3. 副会長以下は必要に応じて増減員することができる。

第11条 役員会は本部役員および校長により構成される。

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。必要と認めたときは役員会（会計監査をのぞく）を招集することができる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時はこれを代行する。
3. 会計は金銭の収支を記録し、必要に応じて会計報告を行う。
4. 書記は会議の議事を記録し、本会運営上の庶務を行う。
5. 会計監査は必要に応じて会計の監査を行う。

第13条 役員は総会で選出する。

1. 推薦委員会は会員の中より役員候補者を選出し、その年度内の臨時総会に推薦する。総会の3日前までにその氏名を全会員に通知する。
2. 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第9章 実行委員会

第14条 本会の実行委員会は、役員及び各委員会の正副委員長と校長によって構成される。

第15条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

1. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
2. 総会に提出する報告書ならびに議案を作成する。
3. 会員より委任された事務を処理する。
4. 細則の制定ならびに改廃。
5. 細則を制定又は改廃した場合は、次期総会に報告する。

第10章 各種委員会

第16条 本会の各種委員会は次のとおりとする。なお、募集人数に対する応募実態により、当年度の委員会活動を休止できるものとする。

1. 厚生委員会
2. 成人教育委員会
3. 広報委員会
4. 校外委員会
5. なかよしまつり委員会
6. 推薦委員会
7. 卒業対策委員会(6年生のみ)

第17条 各種委員会の任務は次のとおりとする。ただし、実態に応じ一部活動内容を変更することができるものとする。

1. 厚生委員会は、児童の福祉増進をはかる。主な活動はベルマーク収集、環境美化(花壇の植え替え)。
2. 成人教育委員会は、会員相互の教養を高めることに努力するとともに地域社会に対し、本会の教育的な催しに参加する機会を与える。
3. 広報委員会は、PTA会報などを発行し、会員に対しまた必要に応じその地域社会ならびに関係諸機関及び諸団体に対し意見の交換をはかる。
4. 校外委員会は、児童の交通安全、校外生活を学校及び家庭と連絡を取りながら指導し、地域の教育環境をよくすることに協力する。
5. なかよしまつり委員会は、PTAなかよしまつりにおける模擬店などの企画・運営にあたる。
6. 推薦委員会は、次年度役員候補者を選出する。推薦委員は、自ら役員候補者となることはできない。
7. 卒業対策委員会は、卒業記念品の相談・発注・確認などを行う。また、卒業式で担任の先生へ贈呈する花束の手配を行う。

第18条 各種委員会の組織については細則で定める。

第11章 会計

第19条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

第20条 本会の会費は1世帯につき年額3,600円とする。なお、会員が年度途中で退会する場合は、退会届を受理した翌月以降の年会費残額を返金する。

第21条 本会の経理は総会によって議決された予算によって行う。

第22条 本会の決算は会計監査を経て総会で承認を受ける。

第23条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12章 付 則

- 第24条 規約は総会において改廃することができる。
- 第25条 本規約を運営するために実行委員会において細則ならびに内規を設けることができる。
- 第26条 この規約は昭和51年9月11日より実施する。
- 第27条 昭和55年3月15日規約の一部を改正する。
- 第28条 平成元年3月7日規約の一部を改正する。
- 第29条 平成9年4月30日規約の一部を改正する。
- 第30条 平成11年2月16日規約の一部を改正する。
- 第31条 平成12年3月1日規約の一部を改正する。
- 第32条 平成13年2月28日規約の一部を改正する。
- 第33条 平成14年2月27日規約の一部を改正する。
- 第34条 平成22年2月24日規約の一部を改正する。
- 第35条 平成22年5月19日規約の一部を改正する。
- 第36条 平成31年2月16日規約の一部を改正する。
- 第37条 令和3年2月9日規約の一部を改正する。
- 第38条 令和6年2月28日規約の一部を改正し、令和6年4月1日より実施する。

細 則

細 則－第1章 各種委員会及び実行委員会の組織

- 第1条 各種委員会
1. 厚生委員会、成人教育委員会、広報委員会、なかよしまつり委員会、推薦委員会
各委員は全校より選出する。
希望者が多数の委員会は、本部長権限にて厳正に選出する。
 2. 校外委員会
校外委員は地区編成表による各地区より、その地区の大きさに応じて若干名を選出する。
 3. 卒業対策委員会
卒業対策委員は6年生のクラス数と同じ人数を目安に選出する。正副委員長は選出しない。
 4. 各種委員会の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第2条 削除

第3条 実行委員会

各委員会は互選により正副委員長を選出し実行委員とする（卒業対策委員会を除く）。

細 則－第2章 予算委員会

第4条 会長は予算委員会を委嘱し次年度予算を編成する。

第5条 予算委員会は役員及び各種委員会正副委員長により構成される。

細 則－第3章 慶 弔

第6条 慶 事

1. 卒業児童に記念品をおくる。
2. 役員の退任ならびに教職員の転退職に際しては、記念品をおくることができる。
3. その他の慶事については、役員会において審議する。

第7条 弔 事

1. 会員死亡の際は弔慰金1万円をおくる。
2. 会員の児童死亡の際は弔慰金1万円と生花をおくる。
3. その他の弔事については、役員会において審議する。

第8条 その他

1. 会員・児童の事故災害、その他特別の場合は、役員会において審議する。
2. 会員による各種同好会は実行委員会の承認を得て行うことができる。
これに対し備品援助をすることができる。
3. 細則は実行委員の3分の2以上の賛成がなければ改廃することができない。

細 則－第4章 経 費

第9条 学区内で活動する場合、交通費は負担しない。

細 則－第5章 役 員 会

第10条 規約第8章・第10条・3の役員増減員については、実行委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

細 則－第6章 付 則

第11条 この細則は昭和51年9月11日より実施する。

第12条 昭和61年4月1日細則の一部を改正する。

第13条 昭和63年4月1日細則の一部を改正する。

第14条 平成9年4月22日細則の一部を改正する。

第15条 平成10年1月17日細則の一部を改正する。

第16条 平成11年2月18日細則の一部を改正する。

第17条 平成12年3月7日細則の一部を改正する。

第18条 平成12年12月16日細則の一部を改正する。

第19条 平成13年2月28日細則の一部を改正する。

第20条 平成14年1月19日細則の一部を改正する。

第21条 平成14年2月27日細則の一部を改正する。

第22条 平成15年2月15日細則の一部を改正する。

第23条 平成16年2月17日細則の一部を改正する。

第24条 平成22年2月24日細則の一部を改正する。

第25条 平成29年5月30日細則の一部を改正する。【個人情報取扱規則】を定める。

別紙【川崎市立南生田小学校PTA個人情報取扱規則】

第26条 平成31年2月16日細則の一部を改正する。

第27条 令和3年2月9日細則の一部を改正する。

第28条 令和4年2月8日細則の一部を改正する。